

(証券コード 6416)

令和7年6月12日

(電子提供措置の開始日 令和7年6月5日)

株 主 各 位

東京都大田区矢口一丁目5番1号

桂 川 電 機 株 式 会 社

取締役社長 渡 邊 正 禮

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第80回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.kiphq.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名(桂川電機)又は証券コード(6416)
を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

各感染症防止の観点から、本総会につきましては、適切な感染防止対策を実施させていただいたうえで、開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場くださいますようお願い申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願いまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和7年6月26日(木曜日)午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区下丸子四丁目21番1号 当社下丸子本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第80期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第80期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役8名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要等の要因などにより緩やかに回復が続く一方、急激な円安の影響による原材料価格の高騰や物価の上昇から厳しい状況が続き、また、米国新政権による関税を巡る動きやロシアによる長期間に渡るウクライナ侵攻、中東地域をめぐる情勢などの地政学リスク等により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

世界経済は、米国や欧州での金融緩和政策によりインフレ率が低下するなかで消費は底堅く緩やかな成長が続きましたが、ウクライナや中東地域の不安定な国際情勢、中国経済の低迷に加え、米国新政権による関税の引き上げ政策に対する各国の対応策などで世界経済の悪化懸念が高まるとともに、先行きに対する不透明な状況が続いてまいりました。

このような環境の下、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」）におきまして、売上面では、競合他社との価格競争の激化等が続く中、収益の改善に注力し、激変する市場環境に対応する新たな成長領域への取り組みも推し進めてまいりました。開発及び生産面では付加価値の高い新製品の開発と経費削減を継続して押し進めてまいりました。

このような結果、当社グループにおける当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比して1.4%減の61億68百万円（前連結会計年度は62億58百万円）の減収となりました。

利益面につきましては、売上高の減収に比較し、前連結会計年度より原材料、経費など価格高騰から前期の売上原価より大きく悪化、販売費及び一般管理費にも経費等削減効果が見られず、結果、前連結会計年度の利益から大幅に損失を計上することとなり、当連結会計年度の営業損益は3億69百万円の営業損失（前連結会計年度は13百万円の営業利益）、経常損益は3億58百万円の経常損失（前連結会計年度は1億88百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損益は、4億4百万円の親会社株主に帰属する当期純損失（前連結会計年度は1億84百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、当社グループの事業は、画像情報機器事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は1億83百万円で、その主なものは、建物及び構築物28百万円、工具器具備品30百万円、使用権資産1億5百万円であります。

なお、当連結会計年度の設備投資の所要資金は自己資金で賄っております。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達はありません。

4. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

項 目	期 別	第77期	第78期	第79期	第80期
		令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期 (当連結会計年度)
売 上	高	5,389	5,474	6,258	6,168
経 常 利 益		△432	△756	188	△358
親会社株主に帰属する当期純利益		△448	△659	184	△404
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		△292円89銭	△430円47銭	120円35銭	△263円80銭
総 資 産		6,480	6,105	7,232	7,146
純 資 産		4,484	4,250	4,727	4,611

- (注) 1. 第77期において経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益が増加した主な理由は、原価や諸経費、販売費及び一般管理費の削減に努めた事と、給与保護プログラムの債務免除益を計上した為であります。
2. 第78期において経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益が減少した主な理由は、資材価格の高騰や諸経費価格の高騰によるものであります。
3. 第79期において経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益が増加した主な理由は、売上高増加に加え原材料、経費なども抑える事が出来た事によるものです。
4. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「1. 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
5. △は、損失を示しております。

5. 対処すべき課題

令和8年3月期(令和7年4月1日から令和8年3月31日)は、世界経済・地政学的リスクなど社会環境の確たる見通しが困難な状況が続くものと予想され、当社グループにおける経営環境は、主力市場である北米市場にて米新政権の政策により施行された相互関税政策の動向、業界市場内での価格変動要素によるオペレーションワークフローの見直しや変革、そし

て市場経済状況が大幅に変容しうる事が懸念されます。また、大判テクニカルプリント業界は、社会インフラ投資やプロジェクト計画の実施にその動向が強く影響されるものであり、その財源の元となる経済活動の不明瞭な時期に大きな振れが生じるものであります。

さらに現在では、働き方の1つとして認知されているオフィス環境について、様々な意見や判断が出されている中でオフィスでのプリント出力量は影響を受けやすいものでもあることから、その状況についても注視しております。

このような状況のなか、当社グループといたしましては、新たな分野への付加価値の高い製品の投入や、国内・海外の事業の選択と集中をさらに進め、安定的で収益性の高い事業への改革を目指して積極的に推進し、損益改善に努め企業体質の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

名 称	所 在 地	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
台湾三桂股份有限公司	台 湾 桃 園 市	50,000千台湾元	100.0%	大判型デジタルプリンタ・大判型複写機の製造・販売
株式会社ケイアイピー	東 京 都 大 田 区	50,000千円	100.0%	大判型デジタルプリンタ・大判型複写機の保守・販売
KIP America, Inc.	Michigan U.S.A.	2,521千米ドル	100.0%	大判型デジタルプリンタ・大判型複写機の販売

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容

事 業 別	主 要 な 製 品
画 像 情 報 機 器 事 業	大判型デジタルプリンタ他

8. 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 店	東京都大田区
下 丸 子 本 社	東京都大田区
中 条 工 場	新潟県胎内市

9. 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減（△）
画像情報機器	237名	△7名
全社（共通）	21名	一名
合計	258名	△7名

- （注） 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

10. 主要な借入先

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 4,827千株（単元株式数100株）

2. 発行済株式の総数 1,552千株

3. 株主数 578名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
株式会社三桂製作所	517	33.7
渡邊正禮	149	9.7
三桂興産株式会社	67	4.3
池田公子	60	3.9
湯藤大恵子	60	3.9
篠原美枝子	58	3.8
柳澤広文	56	3.6
大田昭彦	52	3.3
今秀信	46	3.0
渡邊恒子	43	2.8

（注） 持株比率は、自己株式（20,503株）を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

会 社 の 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
社 長 (代 表 取 締 役)	渡 邊 正 禮	株式会社ケイアイピー 代表取締役社長 台湾三桂股份有限公司 董事長 KIP America,Inc. 取締役会長 KIP Business Solution Korea Ltd. 代表取締役社長
常 務 取 締 役	朝 倉 敬 一	
取 締 役	佐 合 有 司	グローバルセールス&マーケティング統括本部長
取 締 役	嶋 崎 壽 夫	業務管理統括本部長 事業戦略推進室長
取 締 役	橘 高 英 治	技術・品質統括
取 締 役	鈴 木 真	生産本部長
取 締 役	田 代 雅 也	製品開発統括本部長 業務管理統括本部長代理 株式会社三桂製作所 取締役
取 締 役	中 本 晴 邦	幸建設株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	鈴 木 利 昭	
監 査 役	太 田 義 弘	株式会社三桂製作所 特別顧問 新潟三桂株式会社 取締役
監 査 役	秋 元 弘 光	株式会社秋元事務所代表取締役

- (注) 1. 取締役中本晴邦氏は、社外取締役であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、中本晴邦氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役太田義弘氏及び秋元弘光氏は、社外監査役であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、太田義弘氏及び秋元弘光氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役秋元弘光氏は、税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役等が業務に起因して賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。

なお、役員等賠償責任保険の保険料のうち代表訴訟担保保険料は役員（社外取締役及び社外監査役を除く）が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員の報酬を決定する方針

取締役の報酬等につきましては、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の実績、その他報酬水準等を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じて決定しております。各取締役の職責や役位に応じて支給する報酬に会社業績を勘案した固定報酬、会社と個人の業績に応じた役員賞与で構成されております。なお、期中において、業績不振により不測の事態が生じた場合には、事業年度の途中であっても報酬を減額することとしております。

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に係わる基本方針につきましては、取締役会にて株主総会決議の範囲内において決定しております。また、その具体的な報酬等の額につきましては、取締役を俯瞰的な立場で監督していることから、取締役会の任を受け、代表取締役社長渡邊正禮が決定しております。取締役会は事前審議された決定方針に基づき、代表取締役社長が個人別報酬を決定することとしていること、また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が個人別報酬の決定において考慮した事項が、決定方針に沿うものであったか取締役会が確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。監査役の報酬等の額は、常勤監査役、社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。なお、監査役に関しましては、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとしております。当社は、取締役の報酬について、取締役会の決議に基づき、株主総会にて決議いただいた所定の限度額内で定めることとし、その支給水準については、取締役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し相当と思われる額としております。また、退任時に役員退職慰労金を支給することとし、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			人 数
		固定報酬	業績連動報酬	賞与	
取 締 役 (うち社外取締役)	62,305千円 (1,200千円)	62,305千円 (1,200千円)	— (—)	— (—)	8名 (1名)
監 査 役 (うち社外監査役)	6,825千円 (1,200千円)	6,825千円 (1,200千円)	—	—	3名 (2名)
合 計	69,130千円	69,130千円	—	—	11名

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月開催の第46回定時株主総会において、年額3億円以内（但し、使用人分給と相当額を除く。）、監査役の報酬額の限度額は平成6年6月開催の第49回定時株主総会において、年額4千万円以内とご決議いただいております。なお、第46回定時株主総会後の取締役の員数は12名及び第49回定時株主総会後の監査役の員数は4名であります。
3. 役員退職慰労引当金の当期増加額はありません。

5. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 中 本 晴 邦

- i. 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ii. 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会等重要会議に出席し、必要に応じ、議案審議等に関して適宜発言を行っております。

(2) 監査役 太 田 義 弘

- i. 重要な兼職先と当社との関係
監査役太田義弘氏は、株式会社三桂製作所の特別顧問であり、同社は当社の大株主であります。また、新潟三桂株式会社の取締役であり、当社は同社より建物を賃借しております。
- ii. 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会・監査役会等重要会議に出席し、必要に応じ、議案審議等に関して適宜発言を行っております。

(3) 監査役 秋 元 弘 光

- i. 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ii. 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会・監査役会等重要会議に出席し、必要に応じ、議案審議等に関して適宜発言を行っております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

Amaterasu有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	30,000千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区別できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

4. 子会社の監査の状況

当社の子会社のうち、台湾三桂股份有限公司、KIP America, Inc.の在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令に基づく監査）を受けております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制について、下記のとおり決議しております。

①当社は、法令等の遵守体制の根幹となる行動規範を定め、当社取締役及び従業員が当社の事業活動のあらゆる面において法令を遵守し、かつ実践するように周知徹底する。

また、その徹底を図るため、内部監査室により、監査役と協同して、法令遵守への取り組みを横断的に統括することとし、必要に応じ委員会等を設置してこれにあたる。

②内部監査室は、全社的な内部統制システムの整備方針及び計画を策定し、取締役と共にそれを実行し、また監査役と連携の上、社内の法令遵守の状況を監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社保有の情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、法令及び文書管理規程等に基づき、取締役会議事録、稟議書、その他重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①損失の危険の管理（以下「リスク管理」）の基本方針は取締役会で決定する。取締役及び従業員は、経営環境、法令遵守、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報の管理等、当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクに対し、必要な体制、規程、マニュアル、ガイドライン等を整備し、リスクの低減に努める。

②リスク管理は全社を通じて体系的に行い、主要なリスクは継続的に監視し、かつ定期的に検証することのほか、発生したリスクに関しては、適法、適切かつ迅速に対処する。

また、新たに生じたリスクを発見した場合には速やかに取締役会及び監査役会に報告する。

報告を受けた取締役会は速やかに対応責任者となる取締役を定め、必要に応じ、当該リスクに対する対策委員会を設置する。

③法令遵守を含めた統括的なリスクの監視及び対応は、内部監査室がその責において行い、日常的業務のリスク管理は、当該リスクの発生可能部署の部門長の監視下において行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会は、経営の基本方針を定め、全社的な経営戦略の立案、中期計画及び年度計画を策定すると共に、各部門の業務執行状況を監督する。
- ②経営の基本方針、戦略、計画等に基づき管轄部門の管理目標及び方策を定め、目標達成のためにその実行を図る。また、当該目標が当初計画どおりに進捗しているか定期的管理を行う。
- ③取締役会は、毎月1回以上定期的に開催するほか、適宜必要に応じて臨時に開催するものとし、取締役会規程により定められている事項については、取締役会に付議し、または稟議規程に基づき稟議により決裁を得ることを遵守する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及びその子会社は、経営の独立性を保持し、法令等に照らして、適法、適正な企業活動を行うものとし、相互間の取引等について、その公正性、透明性を確保するための体制を整備、確保しております。
- ②関係会社管理規程に基づき、各子会社を担当する統括責任部門を定め、当企業集団の適法、適正な管理を行い、また、子会社の内部統制システムの構築、整備を図り、当社及び子会社間の内部統制に関する協議、情報の共有、指示、伝達等が効率的に行われる体制を構築しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき従業員として、内部監査室、または監査役が必要と認める部署に、監査業務を補助するための専任または兼任の担当者を置くこととしております。

(7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の監査業務を補助する従業員は、当該監査業務に関して監査役の指揮命令に従い、各部担当役員または管理者の指揮命令を受けない。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、会社の経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、重大な法令違反、定款違反、法遵守に関わる内部情報の状況及び内容、その他法遵守上重要な事項を速やかに報告する。報告する事項及びその方法については、取締役会と監査役会との協議によるものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役3名は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成される。監査役は、取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監督を行い、主要な稟議書及びその業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めています。なお、監査役は、当社の会計監査人であるAmaterasu有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行うなど連携を図っております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の運用状況として、取締役会は毎月1回以上定期的に開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。
- ④ 当社は警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、池上地区特殊暴力防止協議会に参加しており、当社の総務部長が定例の研修会に参加いたしました。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,551,267	流動負債	1,315,833
現金及び預金	799,474	支払手形及び買掛金	792,717
受取手形及び売掛金	738,566	1年内返済予定の長期借入金	100,000
商品及び製品	1,761,459	未払金及び未払費用	281,440
仕掛品	43,886	未払法人税等	746
原材料及び貯蔵品	1,047,048	賞与引当金	25,999
未収還付法人税等	38,853	設備関係支払手形金及び未払金他	530
その他の貸倒引当金	149,750		114,399
	△27,771	固定負債	1,219,123
固定資産	2,594,917	長期借入金	600,000
有形固定資産	1,700,859	繰延税金負債	161,726
建物及び構築物	662,503	役員退職慰労引当金	125,026
機械装置及び運搬具	8,363	その他の	332,370
工具器具備品	76,475		
土地	605,922	負債合計	2,534,956
その他の	347,593	(純資産の部)	
無形固定資産	68,938	株主資本	4,208,857
ソフトウェア	8,078	資本金	2,299,403
のれん	60,859	資本剰余金	298,864
投資その他の資産	825,120	利益剰余金	1,724,468
投資有価証券	296,807	自己株式	△113,878
退職給付に係る資産	345,609	その他の包括利益累計額	402,371
賃貸用不動産	75,080	その他有価証券評価差額金	70,943
敷金	84,286	為替換算調整勘定	369,479
その他の	23,336	退職給付に係る調整累計額	△38,051
		純資産合計	4,611,228
資産合計	7,146,185	負債・純資産合計	7,146,185

連結損益計算書

(自令和 6 年 4 月 1 日)
(至令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業損失(△) 営業外収益 受取利息 受取配当金 不動産賃貸収入 雑収入 営業外費用 支払利息 持分法による投資損失 不動産賃貸費用 為替差損 経常損失(△) 特別利益 固定資産売却益 税金等調整前当期純損失(△) 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純損失(△) 親会社株主に帰属する当期純損失(△)			6,168,126
			4,112,658
			2,055,468
			2,424,768
			△369,300
		23,189	
		2,729	
		51,060	
		4,435	81,415
		12,832	
		7,556	
		23,788	
		26,637	70,815
			△358,700
		1,405	1,405
			△357,294
	△9,184		
	56,031	46,846	
		△404,141	
		△404,141	

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

監査報告書

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自令和 6 年 4 月 1 日)
(至令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
令和 6 年 4 月 1 日 残 高	4,651,750	298,864	△225,200	△113,878	4,611,534
連結会計年度中の変動額					
減 資	△2,352,346	2,352,346			—
欠 損 填 補		△2,352,346	2,352,346		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する当期純損失 (△)			△404,141		△404,141
連結除外に伴う利益剰余金増加額			1,464		1,464
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△2,352,346		1,949,669		△402,677
令和 7 年 3 月 31 日 残 高	2,299,403	298,864	1,724,468	△113,878	4,208,857

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
令和 6 年 4 月 1 日 残 高	52,025	31,894	32,297	116,218	4,727,752
連結会計年度中の変動額					
減 資					—
欠 損 填 補					—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する当期純損失 (△)					△404,141
連結除外に伴う利益剰余金増加額					1,464
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	18,917	337,585	△70,349	286,153	286,153
連結会計年度中の変動額合計	18,917	337,585	△70,349	286,153	△116,524
令和 7 年 3 月 31 日 残 高	70,943	369,479	△38,051	402,371	4,611,228

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

4 社

連結子会社の名称

台湾三桂股份有限公司

株式会社ケイアイピー

KIP America, Inc.

Imaging Essentials, Inc.

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

KIP Business Solution Korea Ltd.

KIP TAIWAN CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数及び名称

持分法適用の非連結子会社数

1 社

持分法適用の非連結子会社の名称

KIP TAIWAN CO., LTD.

(2) 持分法適用の関連会社の数及び名称

持分法適用の関連会社数

2 社

持分法適用の関連会社の名称

KIP (HONG KONG) LTD.

KIP Asia Co., Ltd.

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社の名称 KIP Business Solution Korea Ltd.

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社であるKIP Business Solution Korea Ltd.は、その当期純損益の持分相当額及び利益剰余金等の持分相当額の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である台湾三桂股份有限公司、KIP America, Inc.、Imaging Essentials, Inc.の決算日は12月31日であります。

当連結会計年度の連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

製品

当社及び国内連結子会社は先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）、在外子会社は主として先入先出法による低価法

仕掛品

当社及び国内連結子会社は先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）、在外子会社は先入先出法による原価法

原材料

当社及び国内連結子会社は総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）、在外子会社は総平均法による原価法商品・貯蔵品

当社及び国内連結子会社は最終仕入法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）、在外子会社は最終仕入法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 5年～7年

工具器具備品 2年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能有効期間（3年～10年）の定額法のいずれか大きい額を償却しております。顧客リスト（無形固定資産その他）は20年間で均等償却しております。

③ 賃貸用不動産

平成10年3月31日以前に取得したもの

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は50年であります。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、在外連結子会社は個別に必要と認めた金額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末まで帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は

損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用はそれぞれ期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) のれんの償却方法及び期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 1,700,859千円

※当連結会計年度において、減損損失を計上した固定資産はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、当連結会計年度において、業績の悪化に伴い収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループ

から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、その帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。固定資産の減損の要否の判定につきましては、将来キャッシュ・フロー等について一定の仮定を設定しておりますが、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、将来キャッシュ・フローが減少することによって減損処理を認識する必要が生じ、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 会計上の見積りの変更に関する注記

退職給付に係る会計処理において、従来、数理計算上の差異の費用処理年数は7年～9年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当連結会計年度より費用処理年数を6年に変更しております。この変更により、当連結会計年度の営業損益、経常損益及び税金等調整前当期純損益は、それぞれ2,555千円増加しております。

Ⅴ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	6,139,404千円
投資その他の資産（賃貸用不動産）	448,534千円

Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
普通株式	1,552,500株	—	—	1,552,500株	
合 計	1,552,500株	—	—	1,552,500株	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

① 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。資金運用については短期的な預金等に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券の内、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は主として設備投資目的の資金であります。

② 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額194,648千円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、未収還付法人税等、支払手形及び買掛金、未払金及び未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 投資有価証券	102,158	102,158	—
(2) 敷金	84,286	63,255	△21,030
(3) 長期借入金 (一年内返済予定の長期借入金を含む)	(700,000)	(700,000)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 敷金

これらの時価については、主な建物設備の耐用年数と同一期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については元利金の合計額を当該関係会社から新規に借り入れた場合の帳簿価額と等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
関 係 会 社 株 式	194,648

これらについては、市場価格のない株式等であり、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
画像情報機器事業	6,168,126
顧客との契約から生じる収益	6,168,126
外部顧客への売上高	6,168,126

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

Ⅱ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等、4. 会計方針に関する事項、「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	640,137
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	738,566

Ⅸ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けており、在外子会社の一部は、確定給付型の制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	694,562 千円
勤務費用	20,351
利息費用	6,264
数理計算上の差異の発生額	12,274
退職給付の支払額	△51,036
その他	161
退職給付債務の期末残高	682,575

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,106,521 千円
期待運用収益	24,197
数理計算上の差異の発生額	△87,617
事業主からの拠出額	34,990
退職給付の支払額	△51,036
その他	1,128
年金資産の期末残高	1,028,185

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結計算書類に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	682,575 千円
年金資産	△1,028,185
連結計算書類に計上された負債と資産の純額	△345,610
退職給付に係る資産	△345,610
連結計算書類に計上された負債と資産の純額	△345,610

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	20,351 千円
利息費用	6,264
期待運用収益	△24,197
数理計算上の差異の費用処理額	△10,239
確定給付制度に係る退職給付費用	△7,821

- (5) 退職給付に係る調整額
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△110,131 千円
合計	△110,131

- (6) 退職給付に係る調整累計額
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△97,486 千円
合計	△97,486

- (7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	80.8%
国内株式	18.0
その他資産	1.2
合計	100.0

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

- (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として 0.9%
長期期待運用収益率	2.0%

X. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,009円95銭
1 株当たり当期純損失(△)	△263円80銭

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及びそれらの注記の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 21 日

桂 川 電 機 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

Amaterasu 有限責任監査法人

東京都渋谷区

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 三 島 圭 史

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 福 留 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、桂川電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、桂川電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人

はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性

が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,445,275	流動負債	341,031
現金及び預金	357,035	支払手形	37,367
受取手形	7,414	買掛金	95,998
売掛金	377,728	一年内返済予定の長期借入金	100,000
製品	141,241	未払金	52,998
仕掛品	32,172	賞与引当金	20,549
原材料及び貯蔵品	460,928	設備支払手形	509
未収入金	31,271	その他	33,608
その他	37,482		
固定資産	2,581,684	固定負債	1,171,263
有形固定資産	551,203	長期借入金	600,000
建物	44,532	繰延税金負債	111,025
構築物	113	役員退職慰労引当金	125,026
機械装置	313	関係会社事業損失引当金	264,982
工具器具備品	4,743	長期預り保証金	70,228
土地	501,500	負債合計	1,512,294
無形固定資産	5,372	(純資産の部)	
ソフトウェア	5,372	株主資本	2,443,722
投資その他の資産	2,025,107	資本金	2,299,403
投資有価証券	102,158	資本剰余金	298,864
関係会社株式	1,119,785	資本準備金	298,864
賃貸用不動産	75,080	利益剰余金	△40,666
長期未収入金	353,923	その他利益剰余金	△40,666
前払年金費用	319,255	繰越利益剰余金	△40,666
敷金	54,595	自己株式	△113,878
その他	308	評価・換算差額等	70,943
		その他有価証券評価差額金	70,943
資産合計	4,026,960	純資産合計	2,514,665
		負債・純資産合計	4,026,960

損 益 計 算 書

(自令和 6 年 4 月 1 日)
(至令和 7 年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,332,345
売 上 原 価		2,817,460
売 上 総 利 益		514,884
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		558,606
営 業 損 失 (△)		△43,721
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,873	
受 取 配 当 金	2,729	
不 動 産 賃 貸 収 入	70,552	
雑 収 入	1,607	76,763
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,453	
不 動 産 賃 貸 費 用	32,939	
為 替 差 損	11,002	47,395
経 常 損 失 (△)		△14,353
特 別 損 失		
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入	4,844	4,844
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△19,198
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,240	
法 人 税 等 調 整 額	18,227	21,467
当 期 純 損 失 (△)		△40,666

株主資本等変動計算書

(自令和 6 年 4 月 1 日
至令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
令和 6 年 4 月 1 日残高	4,651,750	298,864	—	298,864	△2,352,346	△2,352,346
事業年度中の変動額						
減 資	△2,352,346		2,352,346	2,352,346		—
欠 損 填 補			△2,352,346	△2,352,346	2,352,346	2,352,346
当期純損失 (△)					△40,666	△40,666
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—		—
事業年度中の変動額合計	△2,352,346			—	2,311,680	2,311,680
令和 7 年 3 月 31 日残高	2,299,403	298,864	—	298,864	△40,666	△40,666

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
令和 6 年 4 月 1 日残高	△113,878	2,484,388	52,025	52,025	2,536,414
事業年度中の変動額					
減 資		—			—
欠 損 填 補		—			—
当期純損失 (△)		△40,666			△40,666
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	18,917	18,917	18,917
事業年度中の変動額合計		△40,666	18,917	18,917	△21,748
令和 7 年 3 月 31 日残高	△113,878	2,443,722	70,943	70,943	2,514,665

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

製品・仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

建 物 5年～50年

機 械 装 置 7年

工具器具備品 2年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却しております。

(3) 賃貸用不動産

平成10年3月31日以前に取得したもの

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は50年であります。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 退職給付引当金及び前払年金費用

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費

用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、その損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,119,785千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式等の評価は、主に市場価格のない子会社及び関連会社の株式等の実質価額が著しく低下した場合に、将来の事業計画に基づく回復可能性の判定を行います。回収可能性がないと判断された子会社及び関連会社の株式等は帳簿価額を実質価額まで減額し、当該減少額を関係会社株式評価損として計上しています。実質価額及び回収可能性の見積りは、決算日までに入手し得る財務諸表や事業計画に加え、これらに重要な影響を及ぼす事項が判明していれば当該事項も加味しています。当社は、関係会社株式等の評価は合理的であると判断していますが、これらの評価には不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により関係会社株式等の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として関係会社株式等の評価額が変動する可能性があります。

Ⅳ. 会計上の見積りの変更に関する注記

退職給付に係る会計処理において、従来、数理計算上の差異の費用処理年数は7年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より費用処理年数を6年に変更しております。この変更により、当事業年度の営業損益、経常損益及び税引前当期純損益は、それぞれ1,870千円増加しております。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	331,790千円
長期金銭債権	353,923千円
短期金銭債務	34,353千円
長期金銭債務	47,124千円

2. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	3,600,108千円
投資その他の資産（賃貸用不動産）	448,534千円

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	2,679,432千円
仕 入 高	1,644,241千円
材料有償支給高	20,146千円
その他の他	1,862千円

営業取引以外の取引による取引高

不動産賃貸収入	19,599千円
---------	----------

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
普 通 株 式	20,503株	— 株	— 株	20,503株	
合 計	20,503株	— 株	— 株	20,503株	

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,292千円
未払費用	931千円
未払事業所税	805千円
棚卸資産	13,026千円
一括償却資産損金算入限度超過額	12千円
投資有価証券評価損	200,906千円
ゴルフ会員権評価損	187千円
役員退職慰労引当金	39,408千円
減損損失	14,740千円
関係会社事業損失引当金	83,522千円
繰越欠損金	2,448,736千円
その他	879千円
小計	2,809,450千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,448,736千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△360,714千円
評価性引当額小計	△2,809,450千円
繰延税金資産計	— 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△100,629千円
その他有価証券評価差額金	△9,910千円
未収還付事業税	△485千円
繰延税金負債計	△111,025千円
差引繰延税金負債の純額	△111,025千円

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

監査報告書

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

IX. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	台湾三桂股份有限公司	所有 直接100.0%	当社製品の製造 及び販売 役員の兼任	原材料の 有償支給 注1	20,146	未収入金	31,189
				—	—	長期未収入金	353,923
				当社製品の 仕入 注1	1,542,480	買掛金	22,446
	株式会社 ケイアイピー	所有 直接100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の 販売 注1	48,717	売掛金	3,837
				本店建物の 賃貸 注2	19,599	—	—
関連 会社	KIP America, Inc.	所有 直接100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の 販売 注1	2,421,938	売掛金	206,211
				原材料 の購入 注1	37,606	買掛金	6,515
	KIP (HONG KONG) LTD.	所有 直接30.0%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の 販売 注1	112,792	売掛金	47,529

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉により決定しております。

注2 本店建物の賃貸料につきましては、不動産鑑定士の鑑定結果を参考にして交渉により決定しております。

3. 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社の 子会社	新潟三桂 株式会社	—	建物の賃借	本社建物の賃借 注1	137,112	—	—
				—	—	敷 金	54,420
	富士電化工 業株式会社	(被所有) 直接1.0%	資金の調達 役員の兼任	借入金の実行	300,000	一年内返済予定 の長期借入金	100,000
						長 期 借 入 金	600,000
				利息の支払 注2	3,453	支 払 利 息	3,453

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1 本社建物の賃借料につきましては、不動産鑑定士の鑑定結果を参考にして交渉により決定しております。

注2 借入金の金利につきましては、市場金利を参考にした上、両社合意のもとに決定しております。

X. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項（令和7年3月31日現在）

イ. 退職給付債務	△509,307千円
ロ. 年金資産	739,789千円
ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	230,481千円
ニ. 未認識数理計算上の差異	88,773千円
ホ. 前払年金費用（ハ＋ニ）	319,255千円

3. 退職給付費用に関する事項（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

イ. 勤務費用	△14,366千円
ロ. 利息費用	△4,586千円
ハ. 期待運用収益	16,132千円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	520千円
ホ. 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	△2,299千円

4. 退職給付債務の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
ロ. 割引率	0.9%
ハ. 長期期待運用収益率	2.0%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	6年

XI. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,641円43銭
1 株当たり当期純損失(△)	△26円54銭

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びそれらの注記の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 21 日

桂 川 電 機 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

Amaterasu 有 限 責 任 監 査 法 人

東京都渋谷区

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 三 島 圭 史

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 福 留 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、桂川電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は

招集通知

事業報告

連結計算書類

監査報告書

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則 第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Amaterasu有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Amaterasu有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月21日

桂川電機株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 利 昭 ㊞

監査役 太田 義 弘 ㊞

監査役 秋元 弘 光 ㊞

(注) 監査役 太田 義弘、秋元 弘光は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役 8 名選任の件

取締役全員(8名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 8 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	渡 邊 正 禮 (昭和15年11月3日生)	昭和 39年 4 月 当社入社 昭和 58年 6 月 常務取締役 昭和 62年 6 月 専務取締役 平成 7 年10月 代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)ケイアイピー代表取締役社長 台湾三桂股份有限公司董事長 KIP America, Inc.取締役会長 KIP Business Solution Korea Ltd. 代表取締役社長	149,699株
2	朝 倉 敬 一 (昭和28年11月24日生)	昭和 52年 4 月 (株)三桂製作所入社 昭和 54年 1 月 当社入社 平成 12年 9 月 特殊機器開発事業本部長 平成 15年 6 月 取締役特殊機器開発事業本部長 平成 18年10月 取締役事務機事業本部長 平成 19年 6 月 常務取締役事務機事業本部長 平成 21年 4 月 常務取締役事務機事業本部長兼モーター事業本部長 平成 25年 1 月 常務取締役販売管理本部長兼モーションデバイス事業本部長 令和 2 年 4 月 常務取締役販売管理本部長兼顧客支援本部長兼モーションデバイス事業本部長 令和 3 年 4 月 常務取締役顧客支援本部長 令和 4 年 4 月 常務取締役 現在に至る	1,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	佐 合 有 司 (昭和35年12月11日生)	昭和 58年 4 月 (株)三桂製作所入社 平成 4 年 4 月 当社入社 平成 12年 9 月 営業本部アジア販売部長 平成 15年 6 月 取締役営業本部アジア販売部長 平成 16年 7 月 取締役営業本部アメリカ販売部長兼アジア販売部長 平成 18年 10月 取締役営業本部長 平成 21年 8 月 取締役営業統括本部長 平成 25年 1 月 取締役グローバルセールス&マーケティング本部長 平成 31年 4 月 取締役グローバルセールス&マーケティング統括本部長 現在に至る	100株
4	嶋 崎 壽 夫 (昭和29年10月29日生)	昭和 52年 4 月 当社入社 平成 12年 9 月 特殊機器開発事業副本部長 平成 15年 10月 特殊機器開発副本部長 平成 18年 10月 特殊機器開発本部長 平成 19年 6 月 取締役特殊機器開発本部長 平成 23年 11月 取締役新規事業本部長 平成 28年 4 月 取締役リーガル&テクニカルインフォメーション統括本部長兼事業戦略推進室長 平成 30年 4 月 取締役業務管理本部長兼事業戦略推進室長 平成 31年 4 月 取締役業務管理統括本部長兼事業戦略推進室長 現在に至る	100株
5	橘 高 英 治 (昭和29年 7 月30日生)	平成 14年 10月 当社入社 平成 15年 10月 技術開発推進本部長付 平成 19年 6 月 取締役技術開発推進副本部長 平成 23年 11月 取締役技術開発本部長 平成 28年 4 月 取締役技術開発本部長兼先行技術研究本部長 平成 31年 4 月 取締役技術・品質統括 現在に至る	100株

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

監査
報告書

計算
書類

監査
報告書

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	鈴 木 真 (昭和39年10月25日生)	昭和 62年 4 月 当社入社 平成 25年 1 月 事務機事業本部長代理 平成 25年 7 月 事務機事業本部長 平成 30年 4 月 事務機事業本部長兼製品開発管理部長 平成 31年 4 月 製品開発本部長 令和 元 年 6 月 取締役製品開発本部長 令和 4 年 4 月 取締役生産本部長 現在に至る	一株
7	田 代 雅 也 (昭和51年 2 月12日生)	平成 20年 3 月 当社入社 平成 27年 4 月 販売管理本部長代理 平成 28年 4 月 販売管理本部長代理兼先行技術研究本部長代理 平成 29年 7 月 先行技術研究本部長兼販売管理本部長代理 令和 元 年 6 月 取締役先行技術研究本部長兼販売管理本部長代理 令和 3 年 4 月 取締役先行技術研究本部長兼販売管理本部長 令和 4 年 4 月 取締役製品開発本部長 令和 5 年 4 月 取締役製品開発本部長兼業務管理統括本部長代理 令和 6 年 4 月 取締役製品開発統括本部長兼業務管理統括本部長代理 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社三桂製作所取締役	一株
8	中 本 晴 邦 (昭和40年 4 月 8 日生)	平成 3 年 3 月 幸建設株式会社入社 平成 7 年10月 幸建設株式会社取締役 平成 23年10月 幸建設株式会社代表取締役専務 平成 24年10月 幸建設株式会社代表取締役社長 令和 3 年 6 月 当社取締役 現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中本晴邦氏は社外取締役候補者であります。
3. 中本晴邦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要について
中本晴邦氏は、長年にわたり幸建設株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことが期待され、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 中本晴邦氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役等が業務に起因して賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

株 主 メ モ

事 業 年 度	4月1日～翌年3月31日
定 時 株 主 総 会	6月下旬
同 総 会 議 決 権 行 使 株 主 確 定 日	3月31日
期 末 配 当 金 受 領 株 主 確 定 日	3月31日
中 間 配 当 金 受 領 株 主 確 定 日	中間配当を行う場合は9月30日
株 主 名 簿 管 理 人 特別口座の口座管理機関	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 電話: 0120-232-711 (通話料無料) 受付時間: 土・日・祝祭日を除く平日9時～17時
同 連 絡 先	郵送先: 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上 場 証 券 取 引 所	株式会社東京証券取引所 (スタンダード市場)
公 告 方 法	電子公告により、 当社ホームページ http://www.kiphq.co.jp/ に掲載いたします。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。
単 元 株 式 数	100株

(ご注意)

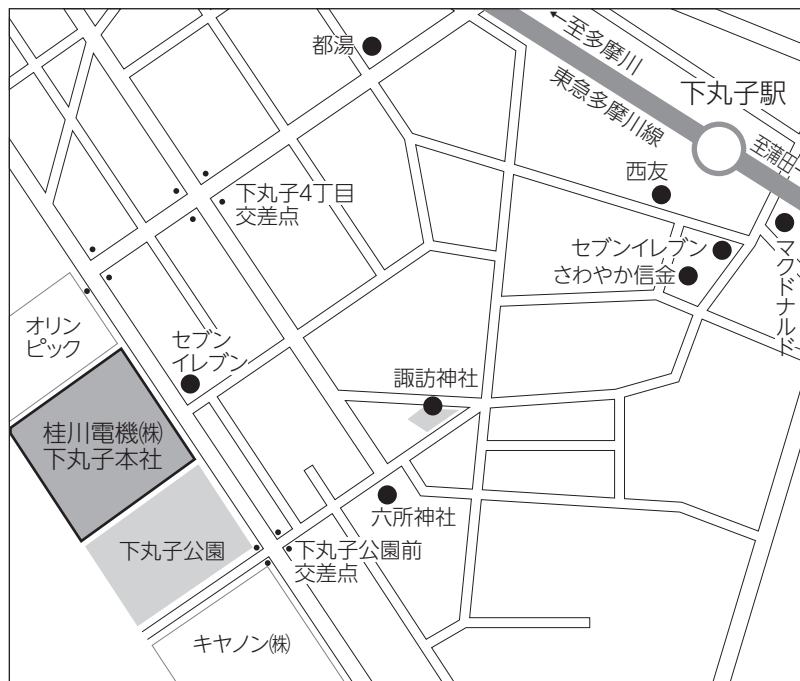
1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合わせください。株主名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記載された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱ＵＦＪ信託銀行）にお問合わせください。なお、三菱ＵＦＪ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の処分代金につきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行本支店でお支払いいたします。

第80回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都大田区下丸子四丁目21番1号

桂川電機株式会社下丸子本社

TEL 03-3758-0181(代)



交通機関

● 東急多摩川線 下丸子駅下車徒歩約8分